

情報倶楽部

2022年3月

No. 251

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 還付申告はいつまでできる

Q. 還付申告できるというのを知りませんでした。

いつまで遡って申告することができますか？

A. 5年間遡ることができます。

確定申告の必要のない人の還付申告は、還付申告をする年分の翌年1月1日から5年間行うことができることとなっています。

したがって、これまでに申告をしていなかったということであれば、平成29年分は、令和4年12月31日まで申告することができます。

同様に、令和3年分については、令和4年1月1日から令和8年12月31日まで申告することができます。

なお、所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある場合、翌年度分（令和4年度分）の個人住民税額からその控除しきれなかった金額を控除できる場合があります。

この制度の適用を受けるためには、年末調整によりこの制度の適用を受けている人を除き、住宅借入金等特別控除を受けるための確定申告書を住所地等の所轄税務署に提出する必要がありますので注意してください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2015/taxanswer/shotoku/2035_ga.htm

★ 65万円の青色申告特別控除

Q. 青色申告特別控除には55万円のと65万円のとがあるようですが、65万円の控除を受ける要件はどうなっていますか？

A. 65万円の青色申告特別控除を受けるための要件は、次のようになっています。

- ① 不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでいること
- ② これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則により記帳していること
- ③ ②の記帳に基づいて作成した貸借対照表および損益計算書を確定申告書に添付し、申告期限までに提出すること

④ 次のいずれかに該当していること

- ・その年分の事業に係る仕訳帳および総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること(※)
- ・その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表および損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までにe-Taxを使用して行うこと

(※) 令和4年分以後に65万円の青色申告特別控除の適用を受けるには、その年分の事業における仕訳帳および総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付けおよび保存を行い、一定の事項を記載した届出書を提出する必要があります。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0021010-076.pdf>

法人税

★ 少額減価償却資産の損金算入制度の見直し

Q. 少額減価償却資産の損金算入制度が見直されるとか。どのようになるのですか？

A. 貸付けの用に供したものは適用外になります。

税務調査の現場において、当期の利益を圧縮する目的として、自らが行う事業で使わない少額な資産(建設用足場やドローン、LED照明など)を大量に取得し、その取得した資産を貸付けの用に供することにより、少額減価償却資産の損金算入制度を適用して当期の損金に算入し、賃貸料・売却益を当期以後の複数年度の益金に算入することとする損金と益金の計上時期の相違を利用した節税スキームが見受けられ、近年増加傾向にあるとの指摘を受けて、令和4年の税制改正で、次の制度の対象となる資産の見直しが行われ、減価償却資産のうち貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供したものを除外することとされました。

- ① 少額減価償却資産(10万円未満又は使用可能期間1年未満)の取得価額の損金算入制度
- ② 一括償却資産の損金算入制度
- ③ 中小企業者等の少額減価償却資産(30万円未満)の取得価額の損金算入の特例

なお、この改正は、令和4年4月1日以後に取得等をする減価償却資産について適用されます。(令和4年度税制改正大綱51ページ)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf

消費税

★ 仕入明細書による仕入税額控除の見直し

Q. 令和3年の税制改正では、仕入明細書による仕入税額控除の適用要件が見直された

とか。どのようになったのですか？

- A. 令和3年の税制改正では、個人事業者から家事用資産の買取る場合における仕入税額控除の抜け穴封じが手当てされました。

すなわち、現行では、個人事業者が家事用資産の売却等(不課税売上)を行った場合、原則として、買い手は仕入税額控除ができませんが、買い手が仕入明細書を作成して売り手に確認を受ければ、その仕入明細書の保存で仕入税額控除ができてしまうこととなっていますことから、これを、売り手において課税資産の譲渡等に該当しない限り、仕入明細書での仕入税額控除を認めないとされたのです。

この取扱いは、令和5年10月1日からです。

この改正に伴い、仕入明細書等の記載事項にも「課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号」が付け加えられました。その他の記載事項は、次のとおりです。

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れの内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6497.htm>

★ 免税事業者がインボイス制度実施後も免税事業者の場合

- Q. 私は免税事業者ですが、インボイス制度が実施された後も免税でいた場合は、取引に影響が生じますでしょうか？

- A. 免税事業者がインボイス制度実施後も免税事業者である場合、売上先が次のときは、取引への影響は生じないものと考えられます。

- ① 売上先が消費者又は免税事業者である場合

消費者や免税事業者は仕入税額控除を行わないので、インボイスの保存を必要としないため

- ② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合

簡易課税制度を選択している事業者は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができるため

また、非課税売上げに対応する仕入れについては仕入税額控除を行うことができませんので、例えば医療や介護など、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

ただし、売上先が上記以外の課税事業者のときは、その課税事業者については仕入税額控除ができなくなりますので、取引条件が見直され(本体のみの請求で消費税を請求していない場合は影響がない)、不利になることがあるかもしれません。